

## IV NPO法人の監督

## IV NPO法人の監督

### 1 報告及び検査

所轄庁は、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、NPO法人に対し、報告させ、又は事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況等を検査することができます。

なお、所轄庁が検査する場合、相当な理由を記載した書面をあらかじめ当該NPO法人の役員等に提示し、当該NPO法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付しなければならないこととされています。

### 2 改善命令

所轄庁は、NPO法人がその要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができます。

### 3 設立認証の取消し

所轄庁は、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、設立の認証を取り消すことができます。

所轄庁は、NPO法人が、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の書類の提出を行わないときは、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。

所轄庁は、NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。

### 4 罰則の適用

特定非営利活動促進法の規定に違反した場合には、罰金や過料を科されます。

#### ① 50万円以下の罰金

所轄庁による改善命令に違反した場合のNPO法人及びその違反者

#### ② 20万円以下の過料

- ・ 設立認証後の登記を怠った場合
- ・ 設立の時の財産目録の作成や備置き等をしなかった場合
- ・ 役員の氏名・住所の変更をした場合の届出をしなかった場合
- ・ 定款変更の届出をしなかった場合
- ・ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿等の作成を怠ったり、書類の備置きをしなかった場合

- ・役員名簿、定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しを、事務所に備え置かなかった場合
- ・毎年の事業報告書等の提出をしなかった場合
- ・定款の変更に係る登記をしたときに、登記事項証明書を提出しなかった場合
- ・合併時に財産目録・貸借対照表の作成をしなかった場合 等

③ 10万円以下の過料

NPO法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合

<監督制度>

